

在沖米軍関係者による性的暴行事件等に対する意見書

沖縄県内で昨年11月、成人女性に性的暴行を加えてけがをさせたとして、沖縄県警は在沖米海兵隊員の30代男性を1月8日に書類送検した。昨年、米兵による相次ぐ米軍兵等の事件の公表の遅れが次の犯罪につながっているとされ、名護市議会は昨年6月と9月の定例会において米兵による少女連れ去り及び性的暴行事件に対する意見書及び決議を全会一致で可決し、関係機関へ手交等を行った。それにもかかわらず、今回新たな性的暴行事件が明らかとなった。昨年12月に女性団体主催による米兵の少女誘拐暴行事件に抗議する県民大会が開かれ、被害者への謝罪や精神的ケア、完全な補償、そして日米両政府へは日米地位協定の改定などを求めてから、わずか2週間後のことである。

米軍側も事件の続発を受け、昨年10月1日から全ての米兵に対してリバティー制度を適用していたとのことであったが、そのような中で今回の事件を防止できなかったことについては、このリバティー制度が本当に機能しているのか、その実効性に疑問を抱かざるを得ない。

日本復帰後の52年間で、米軍構成員などの刑法犯による摘発は6,308件あり、摘発者は6,204人に上る。そのうち殺人や強盗、放火、強制性交など凶悪犯罪は594件で、766人が摘発された。特に性犯罪は後を絶たず、米軍関係者による性犯罪は過去10年で最多となっているとの報道もある。この犯罪の増加は、日米地位協定の問題が根底にあり抜本的な改定が必要である。

繰り返される在沖米軍関係者による性的暴行事件は、人間の尊厳をじゅうりんする極めて悪質な犯罪で、日米両国の法と正義に照らし合わせても断じて許されない。

よって、本市議会は、繰り返される在沖米軍関係者による事件に対し満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の再発防止に向けて下記のとおり強く要求する。

記

- 1 被害者のプライバシー保護を第一に誠意ある対応を行うこと。
- 2 市民・県民の生命と暮らしを最優先に保障されるよう、日米両政府は在沖米軍関係者の綱紀粛正及び人権教育を実施し、厳格で実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 米軍構成員等を特權的に扱う日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年1月20日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長